

むつ市農業委員会第754回総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月13日（火）午前10時50分から午前11時20分

2. 開催場所 むつ市役所大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（18名）

議席	氏名
1	水戸隆璽
2	青木明
3	蛭名修一
4	杉山重一
5	小林義顯
6	中嶋寿樹
7	柏谷均
8	立花幸雄
9	菊池秀藏
10	柴田峯生
11	鴨田輝雄
12	村口鉄雄
13	村口利光
14	四ツ谷末藏
15	立花順一
17	嶋影秀子
18	工藤輝雄
19	坂本正一

○農地利用最適化推進委員（8名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第4地区	畑中光政
第5地区	菅原靖博
第6地区	新堂真
第7地区	木村俊明
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（１名）

議席	氏名
16	林 忠 久

○農地利用最適化推進委員（２名）

地区	氏名
第2地区	齊 藤 榮 佐 男
第3地区	杉 山 武 美

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指定

日程第2 会期の決定

議案第1号 平成30年度農作業標準賃金（案）について

議案第2号 下限面積（別段面積）の設定について

議案第3号 むつ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

報告事項 農地所有適格法人報告書の届出について
農地の転用事実に関する照会について
その他

6. 会議に従事した職氏名

局 長	寺 島 誠
次 長	金 浜 達 也
主 査	石 橋 雅 美
主 事	種 市 大 輝
臨時職員	晴 山 亜梨沙

7. 会議録署名委員

17番 嶋 影 秀 子

18番 工 藤 輝 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局主査 石 橋 雅 美

9. 会 議 の 概 要

議長 (立花会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第754回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、19名中18名で定足数に達しております。 本日、16番林委員より欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において、17番嶋影委員、18番工藤委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の石橋主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長 (立花会長)	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることで、決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、平成30年度農作業標準賃金（案）についてを議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第1号、平成30年度農作業標準賃金（案）について、ご説明いたします。 農作業標準賃金の算定につきましては、下北の農業は、十和田おいらせ農業協同組合むつ支店が、農業の中心拠点となっておりますことから、例年、十和田市を参考に標準額を決定しております。 十和田市農業委員会へ確認いたしましたところ、昨年度と同額とのことでしたので、当市の標準賃金についても昨年と同額としております。 この賃金単価については、あくまでも目安でありますので、実際には当事者双方の話し合いで決定されるのが望ましいかと思われます。 説明は以上です。
議長 (立花会長)	説明が終わりましたので、議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長 (立花会長)	質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。 次に議案第2号、下限面積（別段面積）の設定についてを議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは下限面積（別段面積）の設定について、ご説明いたします。 農地の売買・贈与・貸借等には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要となっておりますが、許可要件の一つに下限面積が定められています。 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業

経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地の譲受人又は、借受人が耕作することになる農地面積が、農地取得後に、最低50アール以上でなければ農地法第3条の許可ができないとするものです。しかし、農地法の改正により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わないなどの場合、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。

また、このことについては、農林水産省からの通知により、毎年別段面積の設定又は修正の必要性を検討することが求められておりますので、ご審議をお願いするものです。

今回の下限面積設定基準につきましては、議案第2号の中段に記載してありますが、平成27年に行われた農林業センサス2015の数値を参考に設定しております。

設定面積につきましては、農地法施行規則第17条第1項第3号により、設定区域内において、面積未滿の農家数が総農家数のおおむね4割を下回らないように算定することとされており、下限面積設定基準に記載してあるように、旧むつ市田名部地区を20aとした場合のみが下回ることとなりますが、現在の設定面積、旧むつ市田名部地区30a、旧むつ市大湊地区20a、旧川内町20a、旧大畑町20a、旧脇野沢村20aで、すべての地区で4割を下回らないことや、これまでもこの面積設定で何ら支障がないことから、事務局といたしましては、昨年度と同様の設定面積で良いのではないかと考えております。

説明は以上です。

議長(立花会長)

説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

四ツ谷委員

参考までにお聞きしたいのですが、ここ1～2年の間に、下限面積を変更している市町村があればお聞かせ願いたいと思います。併せて、変更した理由や目的がありましたらお聞かせください。

事務局

下限面積については、各農業委員会によって設定することとなりますが、他市町村の実情についてはまだ把握していないため、わかり次第お知らせしたいと思います。

四ツ谷委員

わかりました。次回で結構です。

議長(立花会長)

他にございませんか。

坂本委員

農業委員会では、ここ2年くらいで、農地パトロールにより相当農地面積が減少しております。今回の下限面積設定には、2015年のセンサスの数値が使われているので、関係ないのかもしれませんが、農地パトロールによる農地面積の減少で、何らかの影響があるのかお伺いしたいと思います。

事務局

下限面積については、何を基準に設定するかというところがありますが、従来むつ市の場合は、5年ごとに行われるセンサスを基準にしております。

その他の方法としては、毎年基準日を定めて、基準日の農地面積から下限面積を積算するという方法もありますが、これですと毎年下限面積が変動する可能性がありますので、農業をやっている方にとっては、かなり分かり難いところがあるかと思います。従来農業をやっている方の中には、非農地判断により農地面積が減り、下限面積の基準に適合しないということがでてくるかもしれませんが、下限面積の設定については、あくまでも新規就農の場合や、農地法に定める３条から５条関係の判断する材料としているものですので、ご理解いただきたいと思います。

議長（立花会長）

他に質疑はありませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長（立花会長）

質疑がありませんので、議案第２号は原案のとおり承認いたしました。
次に議案第３号、むつ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）についてを議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第３号、むつ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、説明をさせていただきます。

まず、この指針の作成に際しては、法律により「農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」とされており、去る２月２日、推進委員会会議を開催し、意見聴取をしたところです。

会議では、制度上の解釈や農業委員会と市農林畜産振興課との関係など、市役所内の組織に関する意見などが挙げられましたが、指針内容は原案のとおり承認されております。

また、指針内容と密接に関係する市農林畜産振興課からも、意見聴取を行っており、農林畜産振興課が所管する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とも整合性が保たれており、特段意見は無いとの回答をいただいています。

ただし、管内の農地面積の推計に関しては相違があり、農林畜産振興課の基本的な構想は、平成２８年度中に策定され、平成２３年度と平成２７年度の農地面積を比較し、その増減率から推計しているのに対し、農業委員会の推計は、平成２８、２９年の実際の農地台帳面積から、非農地判断した面積と、今後の非農地を推計した面積を用いており、実際の数値に近いものとなっています。

指針案について、目を通してきていただいていると思いますが、指針の内容は、全体としては断定した言葉を使っていない部分が多くなっています。これは、最適化の推進は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が密接に関係するためであります。基本的な構想とは、農用地の利用の集積や経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を目的とした農業経営強化促進法の国の基本要綱や、青森県の農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、むつ市の農業の現状に合わせた計画となっており、「農地中間管理機構」や「人・農地プラン」、その他「認定農業者」や「認定新規就農者」もこの要綱に沿ったものとなっております。その所管は農林畜産振興課であり、農地法に基づく農地の賃貸借や権利移動のように、農業委員会のみで決定できるものと、できないものがあるということです。

ご理解していただければと思います。

それでは、指針の1ページをご覧ください。

指針の内容は、大きく2つに分かれており、第1に指針の基本的な考え方、第2に具体的な目標と推進方法となっています。

第1の基本的な考え方についてですが、農業委員会等に関する法律が改正され「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須事務とされたこと、全国的な少子高齢化の中、むつ市においても農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しつつあり、後継者不足や遊休農地の発生などが懸念されることから、その発生防止・解消に努め、農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要があります。このことから、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動目標と推進方法について、平成35年3月を目標として定め、委員の改選にあたる3年ごとに検証・見直しを行い、単年度の活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする、としています。

2ページとなりますが、第2の具体的な目標と推進方法として、遊休農地の発生防止・解消については、遊休農地の解消目標を平成35年3月までゼロを維持すべき目標値とする、としています。

遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法として、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施については、農地利用状況調査及び利用意向調査実施の徹底を図り、利用意向調査の結果を踏まえ農地の利用関係の調整を行う。また、違反転用の発生防止・早期発見等、農地パトロールに努める。②農地中間管理機構との連携については、農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用を努める。③非農地判断については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、利用可能な農地を明確化する、としています。

3ページとなりますが、担い手への農地利用の集積・集約化については、担い手への農地利用集積目標として、基本的な構想に基づき、年間約20.5haの増加を見込んでおり、平成35年3月の集積率42.5%を目標値としています。

担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法として、①人・農地プランの作成・見直しについて、積極的に取り組む。②農地中間管理機構等との連携については、関係機関との連携を図り情報収集体制を整え、農地中間管理機構の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。③農地の利用調整と利用権設定については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・利用権の再設定を推進する、としています。

新規参入の促進については、新規参入の促進目標として、基本的な構想に基づき、年間2経営体を見込んでおり、平成35年3月までの新規参入者累計16人を目標値としています。

新規参入の促進に向けた具体的な推進方法として、①関係機関との連携については、新規参入の情報収集を行うとともに、関係機関との連携を強化し、新規参入の確保に努める。②企業参入の推進については、担い手が十分いない地域では、企業の参入推進を図る。③農業委員会のフォローアップ活動については、ア.下限面積に別段面積を設定するなどを検討し新規就農等を促進する、イ.関係機関などと連携し支援に努める、となっております。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

柴田委員

4ページの③のところに「農地の下限面積に別段の面積を設定するなどを検討し」ということで、今日決めた20aなどの下限面積のことなんでしょうが、よその例を見てみますと、10aまで下げているところもあります。特に農用地から外れた場所で、例えば旧民家などを活用して農業をやりたい、などというのは最近では推奨されており、やりたいという人が出てきているわけです。「10aくらいしか農地がないが、農業は是非してほしい」といったような場合も含め、下限面積については考えていく、ということでしょうか。

事務局

柴田委員のおっしゃるとおりであります。

議長(立花会長)

他に質疑はありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。
続きまして、農地所有適格法人報告書の届出について7件、農地の転用事実に関する照会について2件、報告事項があります。事務局より説明願います。

事務局

それでは、農地所有適格法人報告書についてご説明いたします。
今回の報告の農地所有適格法人は、「有限会社 エムケイヴィンヤード」「有限会社 青陵農産」「有限会社 石戸谷牧場」「農事組合法人 協和農場」「農事組合法人 下北ファーム」「有限会社 新栄農場」「農業生産法人 下北カンブリア農場株式会社」の7団体です。
この7団体から農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、農地法施行規則第58条及び第59条に規定する添付書類の整備がされていること、また、報告書が適正に記載されていることなどを確認いたしました結果、別紙の農地所有適格法人要件確認書のとおり、「法人形態」、「事業の種類等」、「構成員数」、「農業・農作業従事の状況」等につきまして、7団体とも要件を満たしていることを報告いたします。なお、法人によって事業年度が異なることから、例年、この時期の報告となっているものです。

事務局

続きまして、報告第2号から第3号、農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

報告第2号、申請地は大字田名部字斗南岡29番15、地目は畑、面積3,754㎡であります。調査につきましては、1月26日に杉山委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地と回答いたしました。

報告第3号、申請地は金曲二丁目11番2、地目は畑、面積は705㎡であります。調査につきましては、1月26日に杉山委員、工藤委員、事

務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

以上で本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第754回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 嶋 影 秀 子

会議録署名委員 工 藤 輝 雄